

令和2年度 第1回大潟区地域協議会次第

日時 令和2年5月14日（木）午後6時30分から
会場 大潟コミュニティプラザ2階 市民活動室（1）

- 1 開会
- 2 総合事務所長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 任命書交付
 - ・任命書交付
 - ・地域協議会等制度の説明について
- 5 協議
 - (1) 会長及び副会長の選任について

 - (2) 大潟区地域協議会で定める事項について …資料No.1
- 6 報告
 - (1) 令和2年度地域活動支援事業について …資料No.2
- 7 その他

令和2年5月14日(木)
第1回大潟区地域協議会
資料No.1

大潟区地域協議会会議運営に関する事項

平成17年2月27日

平成20年4月1日

1. 会議についての必要事項は、上越市審議会等の会議の公開に関する条例によるものとする。
2. 会議は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項第1号又は、4分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合に招集する。
3. 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき審議事項をあらかじめ各委員に通知して行う。
4. 委員は、会議招集の指定の時刻までに指定の場所に参加しなければならない。なお、招集に応ずることのできない委員は、その事由を具して会議開会前までに会長に届出なければならない。
5. 会議録の確認者は、名簿の順番とする。
6. 委員が自主的に審議したい事項がある場合は、別に定める様式により会議開催予定日の10日前までに会長に届けなければならない。

※ 依頼書番号

地域協議会審議依頼書

地域協議会委員氏名		
審議 依頼 事項	件名	
	内容	
	区分	<input type="checkbox"/> 地域における懸案事項への対応に関すること <input type="checkbox"/> 地域の振興に関する課題への対応に関すること <input type="checkbox"/> 新市建設計画の計画的かつ円滑な推進に関すること <input type="checkbox"/> その他（ ）
依頼年月日	令和 年 月 日	

※ 地域協議会委員では記入しない。

令和2年度地域活動支援事業大潟区取組方針

1. 大潟区の採択方針

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

■優先して採択する事業

- ・福祉や健康を充実させるための事業
- ・安全安心な地域づくりのための事業
- ・交流人口の拡大等のための事業
- ・地域資源等を活かした事業
- ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

■その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

2. 提案事業の制限

- ①同一団体による提案件数制限…なし

3. 審査方法

①審査員

- ・地域協議会委員が審査を行う
- ・審査員が提案事業の利害関係者であっても審査を行うことができる
(利害関係者＝事業提案の代表者、担当者、構成員)

②審査内容

- ・書類及びプレゼンテーションにより審査する

③採点方式

- ・個別採点方式

4. 審査項目と事業の採択

①基本審査

- ・地域活動支援事業の目的の合致 適・否

②共通審査項目と点数配分

審査項目	審査の視点	点数
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	5点
	補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか	
	全市的な方向性と合致しているか	
	提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	
必要性	地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか	5点
	地域の実情や住民要望に対応したものか	
	緊急性の高い提案事業であるか	
	ほかの方法で代替できないものであるか	
	補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	5点
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	
	資金調達の規模や時期に無理はないか	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5点
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	5点
	提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	
	事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	

③事業の採択等

- ・ 最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。
- ・ 出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。
- ・ 「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額を決定する。
- ・ 「優先して採択する事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択とする。
- ・ 配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で採択・補助額を決定する。
- ・ 「その他の事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択、平均点12.5点以上15点未満は協議のうえ決定する。
- ・ 区配分額に達した時点における提案事業は、提案者に補助金交付予定額による事業の実施可否を確認した上で、採択（又は辞退）を決定する。ただし、協議により、他の提案事業の補助率や補助金額を減額することにより調整を図ることを妨げない。
- ・ 辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。

5. 審査手順

(審査前)

1. 事前に提案書の写しを委員へ送付（各自内容を確認）
2. 審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ
3. 提案者へ質問事項送付

(審査)

4. 提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。
5. 基本審査（地域活動支援事業の目的との適合）
6. 採択方針との適合（優先して採択する事業の仕分け）
7. 共通審査（採点、集計）
8. 採択事業・補助額の決定
9. 採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載） …交付条件

6. 補助金額（助成回数・補助率・限度額）

- ・助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
- ・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て
- ・補助金の上限額は設けない
- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。

7. 成果報告

実績報告書とは別に、活動の成果を2月～3月頃に公開で報告する。

開催方法及び報告事業数は、成果報告会開催までに地域協議会で協議をして決定する。

8. 募集期間

・令和2年4月1日（水）～ 5月7日（木） ※元年度は、4月1日（月）～5月7日（火）

- 提案書を委員へ発送 5月中頃
- 質問事項取りまとめ（勉強会） 5月下旬
- プレゼンテーション（協議会） 6月上旬
- 基本審査、採点（協議会） 6月上旬
- 採択事業・補助額決定（協議会） 6月中旬

9. 周知・事前相談

- ・3月2日（月）からを新年度の募集に向けた相談期間とする（事業の趣旨や提案書の書き方等について説明）
- ・事前相談の実施に合わせ、事前告知のチラシを区内に回覧するとともに、「募集概要」を希望者に配布する。（「募集要項」は4月1日号で全戸配布）
- ・事前相談及び募集について、防災行政無線を活用して区内に周知するとともに、町内会長協議会で説明及びPRを行う。

R2 大 潟 区 採 択 審 査 手 順 フ ロ ー

1. 提案書受付

採択前の事業着手が可能

提案者から提案書の受付（応募）

2. 勉強会

提案について確認したいことはないか

質問事項の検討

非公開

3. プレゼンテーション

提案者に事前送付した質問事項の回答を含む

プレゼンテーション

公開

4. 基本審査

地域活動支援事業の目的との適合
（適否を確認）

支援事業の目的との適合（審査員数）	
1/2以上	1/2未満

不採択事業

公開

5. 共通審査

採点
（採択方針の適合性・共通審査基準）
集計
（最高と最低の得点を除外して集計）

採点

公開

集計（採点結果集計表）

6. 採択（1）事業の仕分け

① 優先して採択する事業の仕分け
（採択方針との適合性確認）

大潟区採択方針の適合（審査員数）	
1/2以上	1/2未満

公開

② 優先して採択する事業の内、不採択する事業の仕分け

優先して採択する事業	其他事業
共通審査基準の平均点（25点満点中）	共通審査基準の平均点（25点満点中）

③ 其他事業の内、不採択する事業の仕分け

12.5点以上	12.5点未満	12.5点未満	12.5点以上15点未満	15.0点以上
---------	---------	---------	--------------	---------

（2）採択事業・補助額の決定

採択事業・補助額の決定

① 「優先して採択する事業」の点数順に採択事業・補助額を決定

② 配分額に余力がある場合は「其他事業」から点数順に採択事業・補助額を決定

大潟区の配分額に達した時点、

不採択		協議の上決定		優先して採択する事業		補助額		
点数1位事業	補助額	配分額の範囲で決定	5位の提案者が辞退した時は、次点の事業を繰り上げることができる。	配分額の範囲で決定	点数1位事業	補助額	次点	
点数2位事業	補助額				点数2位事業	補助額		
点数3位事業	補助額				点数3位事業	補助額		
点数4位事業	補助額				配分額の範囲で決定	次点	点数1位事業	補助額
点数5位事業	補助額						点数2位事業	補助額
点数6位事業	補助額						点数3位事業	補助額
点数7位事業	補助額							

補助額が減額された提案者に事業実施の可否を確認。辞退となった場合は、次点の提案者と調整

7. その他の協議

採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載する事項）…交付条件

採択事業

交付条件

公開

8. 審査結果通知

審査結果通知